

平成26年度白井市入札等監視委員会

第1回会議録

1. 日 時 平成26年8月1日（金） 午後1時45分から
2. 場 所 市役所3階特別会議室
3. 出席者 横溝委員長、橋本委員、菊池委員
湯浅管財契約課長、齋藤副主幹、會
4. 傍聴者 なし（会議非公開のため）
5. 次 第
 - 1 開会
 - 2 委員長挨拶
 - 3 議題
 - （1）平成25年度下半期分の一般競争入札契約の審査
 - （2）平成25年度下半期分の指名競争入札契約の審査
 - （3）平成25年度下半期分の随意契約の審査
 - （4）その他

《事務局》

只今から平成25年度第2回入札等監視委員会を開催いたします。

はじめに委員長からご挨拶をお願いいたします。

《委員長》

お忙しい中、本日の監視委員会にお集まりいただき、本当にありがとうございます。平成25年度下半期の入札状況の関係を検討していただくこととなっております。資料に基づいて委員の先生の方からピックアップしていただいた件に関しまして、事務局の方からご説明いただきながら進めていきたいと思っております。慎重な審議を進めていきたいと思っておりますので、どうぞご協力のほどよろしくお願い申し上げます。

議事に入る前にお願いでございます。項目ごとに事務局から説明があります。質疑は、説明後をお願いします。

もう一点、時間が限られておりますので、発言する際は簡潔をお願いします。

議題1 平成25年度下半期一般競争入札契約の審査について

《事務局》

説明の前に大変申し訳ございませんが、資料の訂正をお願いします。3ページの発注方法の「一般競争入札（総合評価方式）」と記すべきものが、「総合評価標識」となっております。「総合評価方式」に訂正してください。それから14ページの落札価格30,200,000円（税抜き）と契約金額の税抜きが30,200,000円と記載してありますが、この金額は1回目の入札金額で、正しくは、落札価格29,200,000円（税抜き）と契約金額の税抜きが29,200,000円です。申し訳ございませんでした。

それでは、平成25年度下半期分の一般競争入札契約のうち、重点審議事案として抽出していただいた案件の説明をさせていただきます。

資料につきましては、追加資料として事前に送付させていただきました資料の1ページから8ページとなります。資料を事前に配布させていただいておりますので、概要だけ説明させていただきます。

1ページの公共下水道管渠修繕工事（H25-1）についてご説明いたします。本工事の業種は土木一式工事で、執行理由は、「昭和49年頃施工の汚水取付管（汚水本管から宅地内公共枮までを接続する管）のうちZ管（紙管にタールを浸透させた管）が老朽化し、現在の状況では管の閉塞や陥没が

危惧されることから、管の更生による機能回復のため修繕工事を実施するもの」です。

入札参加資格要件等につきましては、白井市入札参加適格者名簿に土木一式工事に登録がある者、格付要件が A、B、C、D ランク、地域要件として千葉県内に本店（社）、支店（社）又は営業（出張）所を有する者、受注実績は、「過去 5 カ年度（平成 20 年度から平成 24 年度）に国又は地方公共団体等が発注した公共下水道管渠更生工事の本管又は取付管工事を元請けとして施工した実績がある者」としています。その他、技術者の専任配置と「公益財団法人 日本下水道新技術機構の建設技術審査証明を受けている下水道管渠更生工事の形成工法に係る協会に属する者であること」を設定しています。

協会の会員を条件として設定した理由としまして、「公益財団法人日本下水道新技術機構」とは、下水道の効率的な整備、頻発する都市型豪雨への浸水対策、下水汚泥の資源利用等による地球温暖化対策、施設の老朽化対策など、山積する下水道事業における様々な課題を解決し、地域社会の健全な発展、公衆衛生の確保、公共用水域の水質保全など公益を増進していくことを目的として設立された公益財団法人です。

下水道管の更生工事は、工法がたくさんあることから、品質の確保を図るため、「公益財団法人 日本下水道新技術機構の建設技術審査証明を受けている下水道管渠更生工事の形成工法に係る協会に属する者」という条件を設定しています。

入札参加資格者数は、資格要件等に該当する事業者 396 者のうち、入札参加資格確認申請書を提出したものが 4 者、入札参加者数が 4 者です。

2 ページをご覧ください。金額につきましては、税抜きで予定価格 14,800,000 円に対し、落札価格 10,500,000 円で、落札率が 70.9%、契約の相手方は日本サービス株式会社です。

次に 3 ページをご覧ください。第 121 期配水管布設工事についてご説明いたします。また、次の No.3 の審議案件である「第 121 期配水管布設工事」は、本案件が入札不調となったことにより、再度通常の一般競争入札により行ったものですので、併せてご説明いたします。

本工事の業種は管工事で、執行理由は「白井市水道事業施設整備計画による配水管整備のため、実施するもの」です。入札参加資格要件等につきましては、白井市入札参加適格者名簿に管工事で登録がある者、地域要件として井市内に本店（社）、支店（社）、営業（出張）所を有する者、受注実績は、「過

去10カ年度（平成15年度から平成24年度）に国又は地方公共団体等が発注した本工事と同種工事（Φ100ミリメートル以上の配水管を100メートル以上施工した工事）を元請けとして施工した実績がある者、技術者の専任配置と法人市民税に滞納が無い者としています。

入札参加資格要件に該当する者11者のうち、入札参加資格確認申請書を提出したものが2者、入札参加者数が2者です。

4ページをご覧ください。本案件につきましては、税抜きで予定価格15,690,000円で入札を行いましたが、2回の開札で予定価格に達した者がいなかったため、入札不調となっています。なお、本案件は総合評価方式の特別簡易型で行いましたので、価格以外の評価項目等についてご説明いたします。

本日、追加資料として「評価項目選択一覧表」、「総合評価方式に関する評価調書」、「開札調書」を机の上に置かせていただきました。最初に「評価項目選択一覧表」をご覧ください。

評価項目は、企業の技術力として白井市発注工事の過去3カ年度の工事成績評定の平均点、過去5カ年度間の千葉県優良工事表彰の有無、ISO認証取得の有無、主任技術者資格、主任技術者の過去10カ年度間の公共工事の施工経験の有無。

企業の信頼性・社会性として、過去2年間に白井市が行った指名停止処分の実績、建設業労働災害防止協会の加入状況、営業拠点の所在地の有無の評価項目を設定し、満点を21点とし、加算点は10点です。

次に「総合評価方式に関する評価調書」をご覧ください。参加事業者から提出された資料を基に技術評価点を積算しています。加算点の算出は、評価点の最も高い者が加算点10点となり、標準点100点に加算点10点をプラスし、技術評価点が110点となります。本案件の場合は、2者とも評価点が13点と同点であるため、技術評価点が2者とも110点となっています。

次に「開札調書」をご覧ください。総合評価は、評価値が最も高いものが落札者となりますが、評価値の算出方法はさきほど説明しました技術評価点÷入札価格×1,000,000＝評価値となります。

本案件は、1回目の開札を10月3日、2回目を10月8日に行っております。株式会社近江屋商会の評価値は、技術評価点110点を入札書記載金額14,980,000円で除し、1,000,000を掛けると評価値が7.3431。大月工業株式会社の評価値は、技術評価点110点を入札書記載金額16,000,000円で除し、1,000,000を掛けると評価値が6.8750。1回目の開札で評価値が最も高

い株式会社近江屋商会在落札候補者となりました。

本案件は、事後審査型ですので、落札候補者となった者に入札参加資格審査に必要な書類の提出を求めたところ、入札参加申請を行った際に提出した配置予定技術者については、他の工事案件で配置したことから、本案件に配置できない旨の申出がありました。

総合評価の技術評価審査では、契約するまでに期間を要することから配置予定技術者が配置できなくなることがないように、評価点算定資料に配置予定技術者を2名まで記入することができ、2名を記載した場合は評価点の低い者の点数により採点することになっており、記載したどちらかの技術者を専任で配置することになります。

株式会社近江屋商会在、評価点算定資料に記載した配置予定技術者は1名であり、技術評価点は、記載した配置予定技術者の資格及び工事施工経験により算出していることから、契約時に他の技術者に変更することは認められないため、失格としました。

また、2番目の大月工業株式会社は、予定価格に達していなかったため、10月8日に2回目の入札を行いました。予定価格を上回る入札金額でしたので、不調となっています。

次に5ページをご覧ください。No.3の第121期配水管布設工事についてご説明いたします。

先程、説明しましたNo.2の第121期配水管布設工事が不調となったため、設計金額を見直し、改めて一般競争入札を行ったものです。設計金額につきましては、千葉県の積算基準が10月に変わったため、県の積算基準に基づき、見直しを行いました。入札参加資格要件につきましては、No.2の入札と同じです。入札参加資格要件に該当する者11者のうち、入札参加資格確認申請書を提出したものが2者、入札参加者数が1者、辞退者は1者でした。辞退理由は、「他に工事を受注したため、専任の技術者を配置できない」でした。6ページをご覧ください。金額につきましては、税抜きで予定価格15,700,000円に対し、落札価格15,460,000円で、落札率が98.5%、契約の相手方は大月工業株式会社です。

次に7ページをご覧ください。【長期】学校給食共同調理場使用電力供給契約（H25～28）についてご説明いたします。

本案件の業種は物品、執行理由は「学校給食共同調理場の電気料金の削減を図るため、電力の供給元を価格競争により、選定するもの」です。

入札参加資格要件につきましては、白井市入札参加適格者名簿の大分類「燃料・電力」、中分類「電力」に登録がある者、地域要件は設定なし、受注実績は国又は地方公共団体等の受注実績がある者、電気事業法（昭和39年法律第170号）第3条第1項の規定に基づき、一般電気事業者としての届出を行っている者又は同法第16条の2第1項の規定に基づき、特定規模電気事業者として届出を行っている者としています。

入札参加資格要件に該当する11者のうち、入札参加資格確認申請書を提出したものが2者、そのうち入札参加者数が2者、辞退者はいませんでした。8ページをご覧ください。金額につきましては、税込みで予定価格23,408,695円に対し、落札価格21,382,759円で、落札率が91.3%、契約の相手方は伊藤忠エネクス株式会社です。なお、予定価格については、東京電力より低い金額での契約が求められるため、事前公表しています。

以上、一般入札案件の審議事案の説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

《委員長》

ありがとうございました。一般競争入札の説明をしていただきましたが、ご意見、ご質問等ありましたらお願いいたします。

なお、ご意見等いただくにあたっては、記載されている事業名をご指摘いただいたうえで、発言いただければと思います。よろしくお願いいたします。

《委員》

資格案件等の概要について、1ページの「公共下水道管渠修繕工事」ですが、「千葉県内に本店（社）、支店（社）又は営業（出張）所を有する者」とありますが、他の工事、例えば3ページの「第121期配水管布設工事」と比較すると、千葉県内ではなく白井市内に本店等を有する者となっています。5ページ工事についても同様で、また、7ページについては本店等の所在について制限が無いわけですが、これらは工事の特殊性等を勘案して、白井市内に限定すると、該当する業者がない等の理由から工事によって範囲を変えているということでしょうか。

《事務局》

地域要件の設定につきましては、まず工事案件においては、市の内部規定で「競争入札及び随意契約の資格選定等取扱基準」というものが定められておりまして、設計金額によって地域要件と格付け要件を設定しております。

「公共下水道管渠修繕工事」につきましては、設計金額が 15,540,000 円になりますので、選定基準では、1,000 万円以上 3,000 万円未満が、市内・準市内業者で、格付け要件 A・B・C・Dということになっております。しかしながら、要件を満たす業者がない場合は県内、県内でもない場合は県外、というように地域要件を広げる取扱いになっております。

「【長期】学校給食共同調理場使用電力供給契約（H25～28）」につきましては、電力の供給契約ですので市内で取り扱っている業者がおりませんので、地域要件等は設定しておりません。

《委員》

そうしますと、今回の一般競争入札の審議案件については、原則として市内業者ということだけけれども、やる業者がないという場合には、県内・県外も可というような形で広げていったものもあるということによろしいですか。

《事務局》

はい。

《委員》

わかりました。ありがとうございます。

《委員長》

他にございますか。

《委員》

公共下水道管渠修繕工事でございますが、Z管が老朽化して、新しいZ管に取り替えたということによろしいですか。それとも違う種類の管に取り替えたということですか。

《事務局》

委員からのご質問が専門的であった場合に備え、担当課を待機させておりますので、確認させていただきます。少しお待ちください。

（内線電話にて、担当課へ確認）

《事務局》

お待たせいたしました。修繕工事ということで、内面にプラスチック製の管を入れ、強度を増すための工事であります。

《委員長》

他にございますか。

《委員》

では次の第121期配水管布設工事ですが、総合評価方式については、年に1、2回試行的に行うと伺っていますが、どの工事を総合評価方式にするというのは、どのように選ばれているのですか。

それと、No.3については一般競争入札に切り替えたわけですが、その理由というのは何ですか。経緯等があれば教えてください。

《事務局》

総合評価方式につきましては、平成25年度の工事予定を平成24年度中に各課に照会し、入札契約制度検討委員会の下部組織である、職員の研究部会で、各課からあげられた工事案件の中から日数のかかる総合評価方式でも対応可能な案件を検討いたしました。また、平成24年度までは、土木工事のみで試行しておりましたが、土木工事以外でも対応可能な案件があるかも検討し、それらの方針を入札契約制度検討委員会に諮りまして、承認されたものについて実施することとし、平成25年度については、これまで1回しか試行実績のない管工事1件と、試行実績の無い建築工事1件を試行させていただきました。

総合評価方式から一般競争入札に切り替えた理由といたしましては、先程申し上げましたとおり、総合評価方式は、入札契約審査会に諮る前に、技術評価委員会で評価項目の設定、学識経験者の意見聴取等があるため、一般競争入札よりも日数がかかります。本案件は補助事業ということもあり、期間が限られていたため、再度総合評価方式での入札は不可能でしたので、一般競争入札で行った経緯があります。

《委員》

単に価格のみで比較するのではなく、他の要素も加えて審査したいという趣旨でよろしいですか。

《事務局》

はい。試行段階ですので、様々な課題を整理しながら進めていこうと考えております。

《委員》

No.2とNo.3で設計金額に多少変更がありますが、設計基準の変更によるもので、工事内容に変更は無いということによろしいですか。

《事務局》

はい。

《委員》

学校給食共同調理場使用電力供給契約についてですが、東京電力は入札に参加していますか。それとも除いていますか。

《事務局》

東京電力は、一般電気事業者として入札に参加可能でしたが、参加しておりません。

《委員》

学校給食共同調理場使用電力供給契約の件名ですが、H25～28とありますが、平成25年度から平成28年度ということによろしいですか。

《事務局》

はい。資料の事業期間をご覧くださいますと、平成26年2月1日から平成29年1月31日までの契約期間となりますので、年度として平成25年度から平成28年度ということになります。

《委員》

これにより、伊藤忠エネクスとの契約となりましたが、それ以前はどうなっていましたか。

《事務局》

東京電力です。

《委員》

これまでずっと東京電力と契約していたけれども、今回からこういった入札方式にしようとしたということですか。

《事務局》

はい。

《委員》

価格差としてはどうなりましたか。

《事務局》

比較して安くなりました。8ページをご覧ください。記載されている設計金額は、東京電力の単価を基準として積算しております。そして、東京電力よりも低い金額を提示していただきたいということで、この案件のみ予定価格を事前公表としております。

《委員長》

他にございますか。

《委員》

ありません。

《委員長》

それでは、一般競争入札に関しましては、これで終わりにさせていただきまして、続きまして議題2の平成25年度下半期分の指名競争入札契約について説明をお願いします。

議題2 平成25年度下半期分の指名競争入札契約の審査について

《事務局》

それでは、議題2平成25年度下半期指名競争入札契約について説明いたします。資料は9ページから16ページになります。

9ページをご覧ください。道路改良工事（H25-6）についてご説明いたします。

本工事の業種は土木一式工事で、執行理由は「道路交通の円滑化及び安全

性の向上を図るため、市道00-109号線の拡幅整備を行うもの。」です。業者選定については、格付要件がA・B・Cランク、指名業者数は7者指名理由については、白井市入札参加適格者名簿登録業種「土木一式工事」A・B・Cランクのうち、本工事と同種工事の実績のある市内・準市内業者を推薦の基本としました。指名業者7者のうち入札参加者数が4者、辞退者が3者です。

本案件は1回目で落札しなかったため、翌日再入札を行っています。1回の入札の辞退理由は、「会社都合による」が2者、「配置予定技術者が不足」が1者です。2回目の入札は、1回目の入札参加者4者のうち、1者が入札し、3者が辞退しています。2回目の入札は、1回目の入札の時の最低入札額を提示し、再入札通知を行います。2回目の辞退理由は、「積算額が合わない」が2者、「作業員不足」が1者です。金額につきましては、税抜きで予定価格8,200,000円に対し、落札価格8,200,000円で、落札率が100%、契約の相手方は東亜道路工業株式会社東葛出張所です。

11ページをご覧ください。市民の森施設等撤去工事についてご説明いたします。

本工事の業種は建築一式工事で、執行理由は、「神々廻市民の森の弁天池内にある東屋が経年劣化により通路及び東屋床面等が腐食して危険な状態にあるので撤去を行うとともに弁天池内の葦草の刈り取りを行うもの」です。

業者選定については、格付要件がDランク（経営事項審査の総合評定値が600点未満）指名業者数は5者、指名理由は、本工事は建築物の解体作業が主な内容であるため、建築一式工事に登録がある白井市入札参加適格者名簿登録業者のうちDランクの5業者を推薦しました。指名業者5者のうち入札参加者数が4者、辞退者が1者で、辞退理由は、「検討した結果、見積書の提出に至らなかったため」です。金額につきましては、税抜きで予定価格1,901,000円に対し、落札価格844,900円で、落札率が44.4%、契約の相手方は株式会社丸彰工務店です。

本案件の落札率はかなり低いですが、工事検査において工事写真及び廃棄物マニフェスト等により適正に履行されている事を確認しています。

次に13ページをご覧ください。小学校非常用井戸設置工事についてご説明いたします。

本工事の業種は、さく井工事で、執行理由は「大規模災害等発生時におけるライフラインが途絶えた場合に備え、被災住民の飲料水を確保するため、

非常用井戸が設置されていない避難所となる小学校に、自家発電装置を備えた耐震性非常用井戸を整備するもの。」です。

指名理由は、「近隣市において、防災用井戸等井戸設置工事等の工事实績があることを基本とし、さく井工事の入札参加登録が提出されている業者を選定し、推薦する。」です。

指名業者が6者、入札参加者数が5者、辞退者が1者でした。本案件は1回目で落札しなかったため、翌日再入札を行っています。1回目の入札の辞退理由は、「作業員の確保が困難」でした。2回目の入札は、1回目の入札参加者5者のうち、3者が入札し、2者が辞退しています。

2回目の入札は、1回目の入札の時の最低入札額を提示し、再入札通知を行いますが、2回目の辞退理由は、「1回目の入札最低金額以下で入札できないため」が1者、「当該物件に対応する技術者又は作業員の確保が困難」が1者です。

14ページをご覧ください。金額につきましては、税抜きで予定価格29,410,000円に対し、落札価格29,200,000円で、落札率が99.3%、契約の相手方は浅野さく泉管工株式会社です。

次に15ページをご覧ください。白井市学校給食共同調理場建替整備手法検討業務についてご説明いたします。

本案件の業種は、建築関係コンサルタント業務で、執行理由は「白井市学校給食共同調理場の建替事業にあたり、従来方式やPFI方式などの各種整備方式による建替えの比較により、整備手法選定の資料とするため委託を行うもの」です。

指名理由は、「白井市学校給食共同調理場の建替事業の整備手法検討にあたり、他自治体において同様の業務を委託している業者を推薦する。」です。指名業者が5者、入札参加者数が5者、辞退者はいませんでした。

16ページをご覧ください。金額につきましては、税抜きで予定価格4,395,000円に対し、落札価格2,090,000円で、落札率が47.6%、契約の相手方はパシフィックコンサルタンツ株式会社千葉事務所です。

以上、指名競争入札案件の審議事案の説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

《委員長》

ありがとうございました。指名競争入札案件について説明していただきましたが、ご意見・ご質問はございますか。

《委員》

質問が2つあります。1つ目は、9ページの道路改良工事（H25-6）についてですが、落札率が100%となっていますが、設計金額が公表されていたのか、公表されていなかったけれども、たまたま100%の落札率であったのか。2つ目は、11ページの市民の森施設等撤去工事の業者選定について、格付要件がDランクとなっていますが、Dランクでも対応可能ということで設定されているのかどうか。以上の2点をお伺いします。

《事務局》

9ページの道路改良工事（H25-6）の落札率についてですが、先程の電力供給契約の場合、予定価格の事前公表を行いました。白井市の場合、予定価格については、原則事後公表としておりますので、開札を行った後に公表しております。ですので、たまたま落札価格と予定価格が同じ金額だったということになります。

11ページの市民の森施設等撤去工事の業者選定についてですが、指名理由にもあるように、工事の内容が池の中にある東屋の撤去が主な工事内容になりますので、解体作業になります。そのためDランクでも可能ということで設定されております。

《委員》

解体作業自体は、技術的に難しいものではないのですか。

《事務局》

東屋のみです。大きい建築物の解体のような難しいものではありません。

《委員》

わかりました。

《委員》

同じく市民の森施設等撤去工事について、落札率が44.4%で、だいぶ差があるようですが、事前資料を見ると、落札金額は844,900円で、一番高いところは、6,135,000円で入札しています。設計の捉え方に違いがあるように思えますが、設計金額はどのように積算されたのですか。

《事務局》

事前に担当課に確認したところ、設計金額については、業者見積により積算し、予算計上したとのことでした。

落札業者については、中小企業のため下請けに出すことなく、自社従業員で作業できる規模の工事内容で、産業廃棄物の処理についても、他の業者に委託することなく自社で搬送しておりました。

このような経費節減に努めた結果の落札金額であることを検査調書等で確認しております。

また、予算要求時の参考見積業者を提出した業者でない業者が落札しております。

《委員》

例えば、東屋の撤去といっても、上の部分だけを撤去することも考えられるし、基礎から撤去することも考えられますが、発注者の狙いとしたものは、施工されているということによろしいですか。

《事務局》

担当課に確認したところ、発注どおり、狙いどおりに施工されております。

《委員》

道路改良工事（H25-6）についてですが、執行理由として道路交通の円滑化及び安全性の向上とありますが、工事周期等に目安はあるのですか。

《事務局》

担当課に確認させていただきます。

（内線電話にて、担当課へ確認）

《事務局》

お待たせいたしました。担当課に確認をとりましたところ、舗装の打ち替えにつきましては、10年を目安に行うのですが、予算が追いついてない部分がございますので、苦情、要望や職員の現場確認等で行うケースが多いとのこと。今回の工事に関しても住民の方からの要望があって直したという経緯でした。

《委員》

ありがとうございました。

《委員長》

他にございますか。

《委員》

11ページの市民の森施設等撤去工事についてですが、格付け要件Dランクとなっておりますが、Dランク以上ということではなく、Dランクのみということよろしいですか。

《事務局》

はい。

《委員》

やはりABCを入れてしまうと、上の業者がとってしまいますか。

《事務局》

はい。

《委員》

そうすると。今回は、Dランクの業者に機会を与える趣旨であったということよろしいですか。

《事務局》

はい。

《委員》

わかりました。

《委員長》

他にございますか。

《委員》

ありません。

《委員長》

それでは、指名競争入札に関しましては、これで終わりにさせていただきます。続きまして議題2の平成25年度下半期分の随意契約について説明をお願いします。

議題3 平成25年度下半期分の随意契約の審査について

《事務局》

続きまして、議題3 平成25年度下半期分の随意契約の審査についてご説明いたします。資料は17ページから20ページとなります。

17ページをご覧ください。「橋梁ボルト交換業務委託（H25）」についてご説明いたします。

本案件の業種は委託で、執行理由は、「遅れ破壊の恐れがある高力ボルト（F11T）を使用している西白井駅連絡橋、102B橋及び109B橋の3橋について、第三者被害の予防を目的とした橋梁維持修繕（ボルト交換）を実施するもの」です。

遅れ破壊とは、高強度鋼部品が負荷を受けた状態で、ある時間を経過したとき、その間、変形を伴うことなく、突然破壊する現象であり、西白井連絡橋については、執行前に遅れ破壊が原因と推定されるボルト破損が既に確認されています。

随意契約及び業者選定理由につきましては、第三者被害の可能性を予防するため、早急な対応が必要であること。北総鉄道株式会社の管理用地内上空の作業であり、鉄道軌道にも影響が考えられることから、橋梁の構造などにも熟知し、鉄道の安全対策に対応するノウハウがあり、安全で効率的な施工が可能であること。市発注の橋梁耐震工事委託外2件の受託実績があること。

以上のことから、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により、

その性質又は目的が競争入札に適しないものとして、北総鉄道株式会社と随意契約としています。

4「手続きの経過」の見積提出期限が未記入となっておりますが、本業務は北総鉄道敷地内及び鉄道近接作業となりますので、近接工事の協議と併せて本業務を受託施工する場合の見積書の提出依頼であったため、期限を設けていませんでしたので、未記入となっております。

見積書の提出があったのは、平成25年12月16日で、平成25年12月18日に契約しております。

18ページをご覧ください。金額につきましては、設計金額税抜きで36,190,000円、契約金額36,059,000円です。

契約後に変更契約を行っていますが、主な変更理由は、ボルトの交換数の増加及び交通管理者である印西警察署から国道464号線を跨ぐ歩道橋の工事作業時間帯を昼間から夜間へ変更するよう指示があったためです。請負金額が税抜きで4,510,000円（4百51万円）の増額となっております。

19ページをご覧ください。「白井市第5次総合計画及び白井市都市マスタープラン策定業務委託」についてご説明いたします。

本案件の業種は委託で、執行理由は、「白井市第5次総合計画の策定及び白井市都市マスタープランの策定に関し、現状の把握と課題抽出、分析、ニーズ調査など基礎調査の企画や実施、計画案の作成・調整などに必要な助言・支援などをコンサルタントに委託するもの」です。

随意契約及び業者選定理由につきましては、「長期的展望を持つ、計画的・効率的な行政運営の指針となる総合計画と、都市計画に関する基本的方針である、都市マスタープランに関し、市を取り巻く社会環境の変化や市民ニーズ等を的確に捉え、それぞれの計画を策定するため、豊富な経験を有する者を特定するため公募型プロポーサルにて提案等を受け、その者の能力を評価し、契約相手を特定したいため」、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により、その性質又は目的が競争入札に適しないものとして、随意契約（公募型プロポーザル）としています。

総合計画とは、地方自治法第2条第4項の「市町村は、その事務を処理するに当たっては、議会の議決を経て、その地域における総合的かつ計画的な行政の運営を図るための基本構想を定め、これに即して行うようにしなければならない。」を根拠に策定する自治体全ての計画の基本となる最上位計画で、おおむね10年間の地域づくりの方針を示す「基本構想」、これを受けて5年程度の行政計画を示す「基本計画」、3年間程度の具体的施策を示す

「実施計画」の3つを合わせて総合計画といいます。

都市マスタープランとは、平成5年6月に都市計画法が改正され、同法第18条の2の規定により、総合計画に定めた市町村の基本構想、および「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」に即して全ての市町村が作成する法定計画のことです。

参加表明者は6者あり、実施要領では、参加業者が6者以上となった場合は、提出された参加表明関係書類、企画提案書、参考見積書及び内訳書に基づき、書類審査を行い、2次審査のプレゼンテーションに進む5者を選定する事となっていますので、評価委員会を開催し、5者を選定しました。プロポーザル評価委員は、副市長、各部長及び関係課長、総合計画担当者、都市マスタープラン担当者の11名です。

選定されなかった1者の主な理由は、都市マスタープランの策定において、事業者としての実績、統括責任者の実績、都市マスタープラン主任担当者の実績が他社より劣るためです。

2次審査の結果、契約の相手方である株式会社地域計画建築研究所は1次審査の書類審査と2次審査のプレゼンテーション審査を併せて240点満点のうち、192点で、第2位は180点でした。

金額は、2カ年度の継続費事業で税込み27,905,406円に対し、契約金額が税込みで23,900,400円です。

以上、随意契約の審議案件の説明とさせていただきます。ご審議のほど、よろしく願いいたします。

《委員長》

ありがとうございました。ご意見・ご質問はございますか。

《委員》

橋梁ボルト交換業務委託（H25）について、遅れ破壊の説明がありましたが、高張力のボルトであれば、全て年数が経つと遅れ破壊の可能性があるのですか。それとも、全部ではなく一部のボルトに可能性があるのですか。

《事務局》

白井にありますF11Tというボルトについては、遅れ破壊の可能性がありますますが、他のボルト全てで遅れ破壊の可能性があるということではありません。

《委員》

全国的にF 1 1 Tの事例があったので、白井でも換えようということになったわけですか。

《事務局》

実際に白井でもボルトが落ちてしまい、被害は無かったのですが、F 1 1 Tを使っている部分を急きょ交換をいたしました。

《委員》

次に18ページですが、予定価格が空欄となっていますが、他の工事は予定価格がありますが、なぜ空欄なのですか。

《事務局》

入札や見積合わせのような競争がある場合については、予定価格を定めておりますが、一者による随意契約の場合は、設計金額がそのまま予定価格のようなかたちになります。

《委員》

そうすると、設計金額と契約金が同額にならないといけないのでは。

《事務局》

設計金額はあくまでも、市の上限額ということになりますので、契約金額が下回っておりますのであえて予定価格を定めておりません。

《委員》

ということは、お互い話し合いの上で契約金額が決まったということですか。

《事務局》

一者との契約であります。契約金額を話し合っただけのものではなく、契約相手方から見積書を提出させ、設計金額を下回っていたので契約しております。

《委員》

では、契約金額の37,861,950円というのが、相手方の見積金額ということですか。

《事務局》

はい。この金額が、設計金額を下回っていたので契約しております。

《委員》

事前の設計金額というのは、これも見積で作っているのではないのですか。

《事務局》

見積をとっている部分と市で積算した部分とがあります。

《委員》

わかりました。

《委員長》

他にございますか。

《委員》

白井市第5次総合計画及び白井市都市マスタープラン策定業務委託についてですが、2ページ目の業務委託上限額という記載がありますが、これは予算額ということですか。

《事務局》

業務委託上限額につきましては、予算額をもって上限額とさせていただいております。通常、市の予算は千円未満切り上げておりますので、予算額につきましては、27,906,000円ということになっております。

《委員》

8の、その他参考となる事項について、1者が落選という記載がありますが、その1者が取ったということですか。

《事務局》

実施要領には、6者以上の応募があった場合に書類審査を行い2次審査に進む5者を選定するとあります。1者落選というのは、6者から5者に減ったという意味です。

《委員》

1者除かれたということですか。

《事務局》

はい。

《委員》

わかりました。

《委員長》

他にございますか。

《事務局》

工事における総合評価方式のように、委託につきましても金額だけでなく業者の企画力、提案力を加味して選定していくという案件がここ数年増えてきています。

《委員》

橋梁ボルト交換業務委託（H25）について、変更契約をしたとのことですが、契約金額増額の内訳として、ボルト交換数がかなりの数あったためなのか、夜間に変更したためなのか、どちらが主なのでしょうか。

また、変更契約の場合に、増額分は設計金額を定めたりせずに業者からの提示額で変更するのですか。

《事務局》

ボルトの数は580本でありまして、時間帯も昼間から夜間に変更して積算しております。相手方から増額分をそのまま要求されたのではなく、市が設計した額に請負率をかけて算出された金額が、増額分の金額となります。

今回の請負率が99.7%でしたので、再設計した金額に99.7%をかけた金額で変更契約を行っております。

《委員》

一般的に工事等で作業時間が昼間と夜間で金額が違うと思われませんが、それを想定したうえで、積算は行われていますか。

《事務局》

工事等を行う場合、事前に道路使用許可の関係で、印旛土木事務所のような道路管理者と協議をいたします。その後、道路管理者が交通管理者である

警察署に許可をもらう形で警察署と協議いたします。

協議の結果、交通渋滞等を考慮して夜間の工事とするよう交通管理者から指示があったため、変更しております。

《委員》

当初は、昼間作業する予定で設計していたということですか。

《事務局》

はい。通常であれば、設計の段階でわかっているのですが、今回は急ぎで行ったものでしたので変更することとなりました。

《委員》

入札とは少し離れますが、白井市第5次総合計画や白井市都市マスタープランのような計画は、委託業者から出された計画がほぼそのまま使われるのですか。白井市の場合どのような手続きで進められていきますか。

《事務局》

計画等を策定する場合は、現状の把握・課題の抽出・分析を行い、加えて市民の意識調査や人数調査等の基礎調査を行って、それからまちづくりとしてどのようにしていくか、比較・事業計画等を検討し計画書を作成します。そのなかで、市民との意見交換会等が設けられております。

したがって、コンサルタント会社が全て担うというわけではありません。

《委員長》

他にございますか。

《委員》

随意契約でなく一般競争入札についてなのですが、白井市に本店等が無くても、入札参加適格者名簿に登録することはできるのですか。

《事務局》

今ですと平成26・27年度名簿となっているのですが、2年に1度更新しております。当初の申請期間が9月頃から始まり、11月中旬で終わるのですが、その間に申請がありますと年度当初から名簿に登載されます。

当初の申請に間に合わない業者も、随時申請として必要書類を揃えれば、

いつでも受付おりますので、名簿に登録することはできます。

《委員》

本社、支店等の所在地にかかわらずできますか。

《事務局》

はい。実際に業務を行うにあたっては、千葉県内に支店、少なくとも東京に支店が必要になってくると思います。

また、名簿登録時に本社が県外であったりする場合は、県内の支店に権限を委任するなどの設定も行っています。

工事に関しても、建設業許可等の必要な許可を持っていれば、どこでも登録ができます。

《委員》

極端な話ですが、大手ゼネコンなどは、日本全国全ての自治体に登録しようと思えばできるということですか。

《事務局》

はい。

《委員》

しかしながら、名簿登録をするとその分費用がかかるということですね。

《事務局》

はい。工事の場合ですと、建設業許可等の他に経営事項審査という格付けを決める審査を受けていただく必要があります。

《委員》

会社として経営事項審査を受けて、その後にどれだけの自治体に名簿登録するのは、登録にかかる費用も含めて会社の判断ということですね。

《事務局》

はい。

《委員》

わかりました。

《委員長》

他にございますか。

《委員》

ありません。

《委員長》

貴重なご意見、ご質問ありがとうございました。

当委員会では、入札契約・随意契約に不適切な点、あるいは改善すべき点があった場合には、市長に報告することとなっております。

平成25年度下半期分の入札契約・随意契約について指摘する点等ございますか。

《委員》

ありません。

《事務局》

ありがとうございます。

《委員長》

続きまして議題4のその他につきまして、事務局から説明をお願いします。

議題4 その他

《事務局》

来年の委員会開催予定ですけれども、来年、平成27年の1月頃に開催させていただきたいと思っております。また事前に日程調整をさせていただきますので、よろしく願いいたします。

《委員長》

ありがとうございました。最後に、今日の審議について全体を通してでも結構ですので、何かございますか。

《委員》

ありません。

《委員長》

それでは、本日の審議事項が全て終了しましたので、平成25年度第2回入札等監視委員会を終了させていただきます。本日はありがとうございました。

《委員・事務局》

ありがとうございました。

午後3時5分終了